

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 たるかわ福祉会

社会福祉法人 たるかわ福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たるかわ福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員の報酬等)

第3条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 理事長の勤務実態とは、下記の事項を言う。

- (1) 理事会の方針に基づき計画的に遂行する管理業務。
- (2) 事業所職員の管理監督、及び教育指導業務。
- (3) 決裁書類等の事務業務、相談業務、法人が実施するサービス事業の運営業務等

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことが出来る。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 理事長の、理事会及び評議員会以外の日においての、報酬は別表2により報酬を支払うことが出来る

2. 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。
3. 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。
4. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 7 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に準ずる。

(適用除外)

第 8 条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(その他)

第 9 条 本規定に定めの無いものに関しての最終判断は理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日に再議決。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	0 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	0 円	5,000 円

別表 2

名 称	報 酉	実費弁償費
理事長業務報酬等	150,000 円	0 円
理事の業務報酬	0 円	5,000 円
評議員の業務報酬	0 円	5,000 円
監事監査指導報酬等	0 円	5,000 円

※ 理事長報酬は月額とし、実費弁償費(交通費) を含んだものとする。

その他理事・評議員の報酬等は一回あたりの報酬とする。